



# 民事訴訟法モデルハンドブック

## 第一審及び再審

ラオス人民民主共和国法律人材育成強化プロジェクト

民事訴訟法サブワーキンググループ編

人民検察院、人民裁判所、司法省、国立大学法政治学部及び日本国 JICA との協力による（2014年）

# 民事訴訟法モデルハンドブック

## 第一審及び再審

ラオス人民民主共和国法律人材育成強化プロジェクト

民事訴訟法サブワーキンググループ編

JICA Project for Human Resource Development in the Legal Sector

人民検察院、人民裁判所、司法省、国立大学法政治学部及び日本国 JICA との協力による

2014 年

## プロジェクト合同調整委員会 (JCC)

ケート・ギアッティサック 司法省副大臣  
カムパー・セーンダーラー 最高人民裁判所副長官  
ランシー・シーブンフアン 最高人民検察院副長官  
サーイコーン・サーイナー 国立大学副総長  
シン

## プロジェクト運営委員会 (MC)

ジョムカム・ブッパーリワ 司法省法律司法業務研修所所長  
ン  
ブンクワン・タヴィサック 人民裁判所、研究研修所所長  
スパシット・ローワンサイ 最高人民検察院刑事事件捜査局副局長  
ビエンヴィライ・ティアン 国立大学、法政治学部学部長  
チャンサイ

## 検討及び編集担当

1. ソムサック・タイブンラック 最高人民裁判所  
ク
2. ポーンペット・ウンゲーオ 最高人民検察院
3. ブンクワーン・タウィサック 最高人民裁判所  
ク
4. ブンメーカー・バンナウオン 司法省
5. ソムマイ・シーウドムパン 司法省

6. パイマニー・サイウオンサー  
ー 国立大学法政治学部
7. ウドーン・シンダーラー 司法省
8. ソムサニット・ドーンパス  
ート 司法省
9. サーイキット・ウィーシー  
ソムバット 司法省
10. カムムアン・シヴィライ 最高人民検察院
11. ブントウン・シートーンゲ  
ーオチャンパー 国立大学法政治学部
12. アックソーンシン・ヴィサ  
イニャライ 最高人民裁判所
13. セーンスリニャー・プアン  
ペット 最高人民裁判所
14. ネオパチャン・カンマニウ  
オン 司法省
15. プーミー・シンラッタナタ  
ンマテーワー 司法省
16. チャンスック・カンプー 最高人民裁判所

## 序文

全党全国民全民族により第 9 回党大会の決議が実施、運用されていく雰囲気の中、とりわけ我らの人民民主制度の建設により我が国は一步ずつ法治国家となっていくのであります。民事訴訟法も 1991 年より施行されてきた法律のうちの 1 つであり、事件解決への裁判所による審理の十分な拠り所となってきました。社会経済が絶え間なく発展する状況下で、民事訴訟法の条文の中に我が国の実情にそぐわないものも出てきていました。民事訴訟法は 2004 年及び 2012 年に改正されました。とにかく実際のところ、私たちには法律の研究、学習、教授及び実施運用における拠り所となる教本がありませんでした。そのために各地の裁判所の審理過程には統一性が見られず、各々がそれまでの慣習に従ってきたのです。法律が訴訟手続の原則及び手順を全般的に定めていたため、裁判官、検察官、訴訟当事者、研究者、社会の一般の学生・知識人にとって相当に難しいものとなっていました。

このような困難な状況を目にし、同時に包括的、徹底的及び客観的な民事訴訟手続の重要性に焦点が当てられ、訴訟手続の統一性確保、法律を執行する者への便宜提供及び社会に公平性をもたらすため、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及び国立大学(法政治学部)は、JICA(日本) Japan International Cooperation Agency (JICA) の支援、法律人材育成強化プロジェクトにおいて協力して民事訴訟手続の教本を作成することに合意しました。その目的は法律人材の育成強化、裁判官の能力向上及び社会が司法によりアクセスしやすくするために便宜を図ることです。本書の作成にあたり、検討委員会は年輩の法律家及び日本の教授らと協力や意見交換を行い、地方レベルの裁判所において実際の情報を収集した上で、外国の法律原則つまりベトナム、日本及びその他の国の法律と比較しつつ、ラオス人民民主共和国の 2012 年改正民事訴訟法で定められた諸原則及び請求、民事的申立、再審に関する初歩の訴訟手続の方法を取りまとめました。それらを用いて内容を広範、明確、詳細に説明し、且つ時代に即したものとし、検討及び実施運用しやすいものにできたのです。

本書の作成にはワーキンググループがラオスの年輩の法律家、日本の教授及びプロジェクト付きの専門家らと協力し、英知を結集し、国内及び国外における視察学習を通して情報源を研究し、本書の内容として集約し、作成及び編集には 3 年以上の時間をかけたのであります。しかしながら、不備・不足というものから免れず、内容が完全でなく、粗雑であり若しくは実情にそぐわないこともあるかもしれません。したがって、民事訴訟法に関する本教本が改訂され、内容を完全なものにできるよう読者、研究者又は多くの学生、知識人の諸氏より指摘、助

言又は意見を頂戴できることを望んでおります。

この場を借りましてプロジェクトの合同調整委員会、運営委員会に感謝の意を表します。また本書の基礎の文の校正に時間を割いて下さった国民議会法律委員長ダウーン・ワーンヴィチット教授には深謝申し上げます。

プロジェクト合同調整委員会 (JCC)

副教授、サーイコーン・サーイナーシン

寄稿文

「祝辞」

日本外務省 Assistant Vice Minister of Justice

萩本修

ラオスにおける初の民事訴訟法に関する教本の発刊、おめでとうございます。

民事訴訟法の研究グループ、すなわち本書の執筆者の皆さま並びにプロジェクトの関係者の皆さま方には心からの敬意を表します。

本書の発刊に際しまして、ラオスの関係者の皆さまに意義深い言葉を捧げさせていただきます。私が最も好きな言葉でもあります。

「他人より教訓を最大に得られるのは、他人に教訓を教えている時である」

他人へ知識を伝えることは最も難しいことでもあります。なぜなら私たちは問題を知っていたとしても、それは他人に教え理解させられることを意味しないからであります。他人に教え理解させるということは知っているだけでは十分ではありません。はっきり申しますと、私たちはその問題を深く理解していなければならないということです。他人へ知識を伝える時、私たちは自身の認識及び理解がまだ明確、正確又は十分でない問題に行き当たります。つまり他人へ知識を伝えるためには、私たち自身がそれまでの何倍も研究し学んでいかなければならないのです。

本書の執筆にあたり、執筆陣の皆さまはラオスの民事訴訟法及び裁判所の実務執行に関して学び、そして正確な理解を深められ、また自身の専門的知識を向上させることができ、他人へ知識として伝えることができるレベルに達せられました。それは私たちがプロジェクトの活動期間において意見交換を行った時にも表れていました。

その後、私たちは本書を活用する時期に入りました。本書を活用することにより、知識を伝える側又は知識を授かる側、どちらであろうとも自身の民事訴訟法及び裁判所の実務執行に関する認識・理解のレベルを着実に向上させられると

いえます。本書の活用段階において、私たちは本書の不完全な部分を発見した時、私たちはその不備を改善し、本書の内容をより良いものにしていけば、本書の活用がさらに有意義なものとなり、知識を伝える側及び知識を授かる側がより明確な知識及び理解を得られ且つ利益を受けることが知識向上の循環となっていきます。したがって、最も重要なことは、私たちが一步一步本書を改善させていくことに労力を惜しまないことでもあります。

最後に執筆陣の皆さま及びラオスの人々の末永いご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。

### 「民事訴訟法モデルハンドブック完成への祝辞」

大阪大学

教授 名津井吉裕

時が過ぎるのはとても早いもので、本法律人材育成強化プロジェクトは準備段階から今日までにほぼ5年の歳月が経過しました。私たち日本側の教授もラオス側の民事訴訟分野で実務を担っている人材に対し、民事訴訟手続制度の構築及び発展がラオスの法律及び文化に適したものとなるように協力、活動し、支援を行ってきました。本プロジェクト前期の成果は民事訴訟法チャートであり、民事訴訟手続における様々な手順を見やすいチャートにして説明を加えた特製の資料でありました。チャートの活用はラオス国内各地の裁判所において普及活動を進める中でも高い評価をいただきました。そればかりでなく、チャート作成段階でグループメンバー同士による意見交換及びチャートの普及活動時に、その他関連の諸部門の人々との意見交換を通してグループメンバーの知識・能力は向上し、それがはっきりと目に見えるほどになりました。つまり、それは本プロジェクトの実施方針が正しく貫徹したものであったことの明確な証拠であります。

そして現在、執筆陣の皆さまは民事訴訟法モデルハンドブックの作成を終えられ、印刷・発刊の準備段階に入ったのであります。当初、つまり2年前を振り返りますと、このような短期間で本1冊を書き上げるのは、担当の執筆陣にとって容易なことではなかったと思います。しかしながら、メンバー全員のプロジェクトの重要性に対する理解及び情熱の成果によりプロジェクトは目標を達成



することができました。私自身及び日本側メンバーは今回モデルハンドブックが完成したことを格別に喜ばしく思っております。

本プロジェクトを振り返ると、私も初期の頃より参加する機会を得た者の一人でした。また私は幸運にもグループリーダーのソムサク氏始め、メンバーの方たちと何度も意見交換を重ねる機会に恵まれました。意見交換を通して私もラオスの民事訴訟法について学び、メンバーらと課題の交換時に日本の訴訟手続制度について意見を述べる機会もいただきました。私は、本書の内容には私たちが意見交換を行った諸々の成果が反映されているものと思います。とりわけ私自身も非常に喜ばしく感じております。

またラオスの法曹界の職員にとっては民事訴訟法モデルハンドブックがあるということは、実務及び教育面に有意義なことであります。司法省、人民検察院、人民裁判所及び国立大学の関係者の皆さまが参加され、熱心に活動されていたことが、私たちの動機付けとなり、日本側の専門家も本書の執筆・発刊に協力させていただく機会になりました。この場を借りましてもう一度感謝の意を表します。

最後に、ラオスの司法制度が絶え間なく進歩し続けることをお祈り申し上げます。

### 「民事訴訟法モデルハンドブックの完成、おめでとうございます」

法務省法務総合研究所国際協力部

教官 三浦靖子

第1回研究グループが立ち上げられた2010年9月より今日まで、3年半の歳月が流れました。当時の報告書を読み返しますと、当時はメンバー全員が本書の全体像を思い描くことができるのか不安を抱きながら作業を始めたことが分かります。しかし、ついに今日、私たちが掲げた目標は達せられ、具体的な形として結実したのです。私は皆さんがきっと最高に喜んでおられることと思います。そして私自身も心からの喜びを表現させていただきます。

私自身は、訴訟法チャートが完成する頃には参加していなかったのですが、参加後には各地（日本又はラオス）での研修で皆さんと意見交換をさせていただき、ラオスの制度について学ぶことができ、また日本の制度について見直す機会を

得ることもできました。それは私に多くの問題を気付かせ、同時に私自身を成長させてくれました。

日本においては教科書又は論文を書いている時であろうとも、私たちが研究に利用できる参考資料が多くありました。そのようなことは当たり前のことではありません。それらを努力して作り上げた先人がいたからであります。皆さんとの活動を通して、私は前世代の諸先輩方の功績に思いをはせた良い機会となりました。私にとってそれらは全て価値のあるものなのです。

また同時に私は、皆さんが参考又は既に存在する手本となるものがない中で執筆すること、一から全てを作り上げなければならない状況にいたことに気付きました。皆さんはきっと大変なご苦勞をされたことと思います。このほか、各人が最初に執筆された内容は修正や厳正な助言を受けた上、それらの助言を内容の中心に据えて何度も改善されていきました。そして私は、内容が完全なものとなる前に皆さんが心の中では相当疲れていたのだらうということが分かりました。皆さんの努力を思い返す時、私は敬意と喜びを感じます。

この努力の賜物は後に続く法律に関する教科書を作る人たちにとっての礎となります。彼らは皆さんが書き上げた本書を基礎とし、皆さんの歩みから彼らは次の歩みを進め始めることができるのです。本書の完成は、ラオスの教本のモデルの1つとして、私たち皆が最も誇れる偉大な成功のうちの1つであります。

最後に皆さまが仕事において成功を収められるよう、またラオスの司法制度が絶え間なく発展していくことを心よりお祈り申し上げます。